

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 160 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 155 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

宮城国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年5月まで

私は、昭和50年の年末ごろに未納としていた国民年金保険料を妻の分とまとめて納付し、その数年後にも納付した記憶がある。妻の分は納付済みとなっている期間があるにもかかわらず、私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月2日に払い出され、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の42年12月から52年9月までの保険料は申立期間を除きすべて納付している。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、第2回特例納付期間内の昭和50年12月29日に、未納としていた46年6月から48年3月までの保険料を特例納付しているほか、同年4月から50年3月までの保険料を過年度納付しているなど、国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和50年以降にも申立期間の保険料を申立人の妻の分とまとめて納付したと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びA市が保管する上記名簿によると、申立期間のうち42年12月から43年11月までの保険料については、第3回特例納付期間内の55年6月30日に妻の分が特例納付されていることが確認でき、それまでの納付状況から申立人の分だけが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月から 46 年 5 月までの保険料については、申立人は、納付金額や納付方法等の記憶が定かでなく、社会保険事務所が保管する上記台帳及び A 市が保管する上記名簿では、妻も当該期間の大部分が未納となっている上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 12 月から 43 年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年に国民年金制度が発足した際、町内会の役員をしていた方から勧められ、夫と共に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、加入を勧めてくれた町内会の役員が毎月集金に来ていたのに、未納となっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫に係る国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間以外に保険料の未納期間は無く、かつ、A市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録により保険料の納付時期が特定できる期間について、夫婦共に全て納付期限内に納付していることが確認できることから、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料に関する納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及び申立人の夫に係る国民年金手帳記号番号は昭和36年4月26日に連番で払い出されており、このころに加入手続を行ったと考えられるところ、申立人の納付意識を考慮すると、当該年度において加入手続のみを行い保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間当時の保険料納付の状況や保険料額について具体的に記憶しており、その主張に特に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月から53年3月まで

私の夫が昭和52年10月にA社を退職し、同年11月にB社を設立したときに、夫が国民年金への加入手続をした。

私の国民年金保険料は、納付書に現金を添えてC銀行D支店で夫が私の分も一緒に納付したと記憶している。

30年前のことであり、また、引っ越しもしているので納付書や領収証は残っていないが、申立期間が未納ということは考えられないので、再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間である。

また、E市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、記載内容から昭和53年11月10日に作成されたものと推認でき、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人とその夫の記号番号は、同年11月30日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったのは同年11月ごろと考えられ、この時点では、申立期間の保険料は過年度分として納付することが可能であった。

さらに、申立人の国民年金加入後の保険料の納付状況をみると、申立期間を除きすべて納付期限内に納付されている上、申立期間直後の昭和53年4月から同年12月までの保険料については一括納付しているなど、申立人の夫は納付意識が高かったと考えられ、申立期間の保険料が納付されていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月から53年3月まで

私は昭和52年10月にA社を退職し、同年11月にB社を設立したときに、妻の分と一緒に国民年金への加入手続をした。

私の国民年金保険料は、納付書に現金を添えてC銀行D支店で妻の分と一緒に納付したと記憶している。

30年前のことであり、また、引っ越しもしているので納付書や領収証は残っていないが、申立期間が未納ということは考えられないので、再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間である。

また、E市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、記載内容から昭和53年11月10日に作成されたものと推認でき、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人とその妻の記号番号は、同年11月30日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年11月ごろと考えられ、この時点では、申立期間の保険料は過年度分として納付することが可能であった。

さらに、申立人の国民年金加入後の保険料の納付状況をみると、申立期間を除きすべて納付期限内に納付されている上、申立期間直後の昭和53年4月から同年12月までの保険料については一括納付しているなど、申立人は納付意識が高かったと考えられ、申立期間の保険料が納付されていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 58 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

国民年金には船員を辞めてすぐ母親が加入手続をした。最初は通常とは違う納付書で3か月分まとめて保険料を納付したことを記憶している。国民年金は、家族全員に未納は無く、自分だけ未納となっていることは絶対にあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて6か月と短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて保険料が納付されている上、同居している家族（妻と両親）にも未納は無く、保険料を納付したとする母親の納付意識は高かったと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間を除き昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで定期的に過年度納付していることが確認できることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 57 年 9 月 22 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 57 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和 57 年 9 月 22 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立てに係る事業所における資格喪失日の記録を同年 11 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年 9 月を 11 万 8,000 円、同年 10 月を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立期間②のうち昭和 57 年 9 月 22 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る事業主は、申立人の申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 5 月 11 日まで
② 昭和 57 年 6 月 30 日から同年 11 月 30 日まで

昭和 56 年 12 月から 57 年 11 月まで勤務した A 社について、厚生年金保険の加入期間が同年 5 月 11 日から同年 6 月 30 日までしか無いことが判明しました。

同時期に勤めていた営業所長及び同僚も覚えています。

勤務していた期間中は、給料の額は変わらず保険料も控除されており、健康保険証も昭和 57 年 11 月に退職するまで使っていました。

昭和 57 年 11 月の会社の清算に合わせて退職しましたので、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずですが、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 57 年 10 月 31 日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管している事業所別被保険者名簿の記録では、申立人に係る昭和 57 年 10 月の標準報酬月額の時決定の取消処理及び同年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、A社が適用事業所に該当しなくなった日（昭和 57 年 8 月 31 日）の後の、同年 9 月 22 日に行われていることが確認できる。同事業所では、申立人のほか 112 人についても同様に同年 9 月 22 日付けで、同年 6 月 30 日から同年 8 月 31 日までに被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理が行われ、そのうち、46 人は、同年 10 月の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 57 年 6 月 30 日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日を遡及して処理した同年 9 月 22 日とすることが妥当である。

また、昭和 57 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、同年 5 月の社会保険事務所の記録から 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②のうち昭和 57 年 9 月 22 日から同年 11 月 1 日までの期間について、雇用保険の加入記録及び当時の同僚等の証言から、申立人は遡及訂正の処理が行われた同年 9 月 22 日以降についても A 社に勤務していたことが確認できる。

当時の上司の、「申立人は、当該期間において当該事業所に同一の勤務形態で勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」との証言から判断すると、申立人が A 社に当該期間において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 57 年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、同年 9 月 22 日付けで取消処理がなされている申立人の社会保険事務所の記録から同年 9 月を 11 万 8,000 円、同年 10 月を 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主と連絡が取れないことから、これを確認することはできないが、A社は昭和 57 年 9 月 22 日に同年 6 月 30 日に遡及して資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月及び同年 10 月の保険料の納入の告知を

行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、当時の同僚等の証言により、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の記録では、被保険者資格の取得日が昭和57年5月11日であり、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年6月25日の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年6月25日

A社において平成15年6月25日に支払われた賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社から被保険者賞与支払届が提出されていないことが分かった。

保険料は賞与から控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、平成15年6月25日において、その主張する〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件153件（別添一覧表参照）

別添

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
851	女		昭和53年生		36万3,000円
852	男		昭和53年生		26万円
853	男		昭和52年生		24万7,000円
854	男		昭和52年生		17万2,000円
855	男		昭和51年生		29万2,000円
856	男		昭和52年生		58万7,000円
857	女		昭和52年生		13万1,000円
858	男		昭和54年生		39万5,000円
859	男		昭和53年生		27万6,000円
860	女		昭和56年生		13万6,000円
861	女		昭和56年生		13万6,000円
862	女		昭和26年生		49万2,000円
863	男		昭和42年生		95万1,000円
864	男		昭和44年生		44万2,000円
865	男		昭和22年生		43万2,000円
866	女		昭和47年生		76万9,000円
867	女		昭和48年生		32万8,000円
868	女		昭和51年生		30万4,000円
869	男		昭和53年生		38万円
870	男		昭和53年生		26万6,000円
871	男		昭和54年生		18万1,000円
872	女		昭和53年生		30万5,000円
873	男		昭和53年生		31万円
874	男		昭和54年生		35万4,000円
875	男		昭和23年生		77万7,000円
876	男		昭和18年生		120万円
877	男		昭和46年生		27万2,000円
878	男		昭和54年生		15万2,000円
879	男		昭和54年生		13万9,000円
880	男		昭和54年生		22万1,000円
881	女		昭和54年生		24万3,000円
882	男		昭和54年生		22万3,000円
883	男		昭和54年生		24万3,000円
884	男		昭和20年生		144万円
885	女		昭和51年生		23万7,000円
886	男		昭和55年生		10万円
887	男		昭和56年生		10万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
888	男		昭和 54 年生		10 万 円
889	女		昭和 54 年生		10 万 円
890	男		昭和 38 年生		22 万 1,000 円
891	男		昭和 39 年生		40 万 9,000 円
892	男		昭和 40 年生		50 万 7,000 円
893	女		昭和 41 年生		67 万 3,000 円
894	男		昭和 43 年生		16 万 4,000 円
895	男		昭和 29 年生		72 万 7,000 円
896	男		昭和 40 年生		63 万 5,000 円
897	男		昭和 40 年生		23 万 円
898	男		昭和 40 年生		83 万 2,000 円
899	男		昭和 44 年生		28 万 8,000 円
900	男		昭和 44 年生		42 万 1,000 円
901	男		昭和 45 年生		87 万 8,000 円
902	男		昭和 45 年生		24 万 8,000 円
903	女		昭和 44 年生		10 万 7,000 円
904	男		昭和 39 年生		83 万 3,000 円
905	男		昭和 40 年生		38 万 9,000 円
906	男		昭和 40 年生		82 万 5,000 円
907	男		昭和 41 年生		48 万 6,000 円
908	女		昭和 41 年生		14 万 6,000 円
909	男		昭和 43 年生		20 万 7,000 円
910	男		昭和 43 年生		19 万 円
911	女		昭和 44 年生		79 万 8,000 円
912	男		昭和 45 年生		23 万 8,000 円
913	女		昭和 45 年生		76 万 8,000 円
914	男		昭和 42 年生		49 万 2,000 円
915	女		昭和 43 年生		83 万 1,000 円
916	男		昭和 46 年生		25 万 円
917	男		昭和 46 年生		41 万 8,000 円
918	男		昭和 46 年生		14 万 円
919	男		昭和 47 年生		85 万 1,000 円
920	女		昭和 47 年生		17 万 3,000 円
921	男		昭和 42 年生		38 万 3,000 円
922	男		昭和 43 年生		33 万 9,000 円
923	女		昭和 45 年生		38 万 9,000 円
924	男		昭和 38 年生		66 万 6,000 円
925	男		昭和 34 年生		38 万 6,000 円
926	男		昭和 39 年生		81 万 1,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
927	男		昭和43年生		98万4,000円
928	男		昭和43年生		18万8,000円
929	男		昭和46年生		49万1,000円
930	男		昭和47年生		101万6,000円
931	男		昭和48年生		19万6,000円
932	女		昭和48年生		15万5,000円
933	男		昭和47年生		79万3,000円
934	男		昭和46年生		38万3,000円
935	男		昭和36年生		85万1,000円
936	男		昭和47年生		96万円
937	男		昭和45年生		90万6,000円
938	男		昭和48年生		38万6,000円
939	男		昭和37年生		134万8,000円
940	男		昭和47年生		16万9,000円
941	男		昭和33年生		67万4,000円
942	男		昭和33年生		93万円
943	男		昭和43年生		24万2,000円
944	男		昭和43年生		27万6,000円
945	男		昭和49年生		39万6,000円
946	男		昭和49年生		53万4,000円
947	男		昭和48年生		84万3,000円
948	男		昭和48年生		78万円
949	男		昭和49年生		40万2,000円
950	男		昭和50年生		60万1,000円
951	男		昭和40年生		37万8,000円
952	男		昭和18年生		53万円
953	男		昭和27年生		38万5,000円
954	男(死亡)		昭和18年生		41万2,000円
955	男		昭和46年生		38万8,000円
956	男		昭和37年生		23万円
957	男		昭和42年生		59万円
958	男		昭和50年生		16万1,000円
959	男		昭和46年生		90万2,000円
960	男		昭和48年生		39万9,000円
961	男		昭和43年生		60万6,000円
962	男		昭和49年生		43万7,000円
963	男		昭和49年生		33万5,000円
964	男		昭和49年生		45万5,000円
965	男		昭和50年生		76万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
966	男		昭和50年生		66万9,000円
967	男		昭和52年生		30万5,000円
968	男		昭和42年生		18万8,000円
969	男		昭和42年生		30万2,000円
970	男		昭和39年生		57万7,000円
971	男		昭和44年生		42万9,000円
972	女		昭和43年生		13万7,000円
973	女		昭和41年生		47万3,000円
974	男		昭和48年生		47万9,000円
975	男		昭和50年生		25万2,000円
976	男		昭和50年生		29万3,000円
977	女		昭和50年生		28万9,000円
978	男		昭和50年生		56万7,000円
979	女		昭和50年生		26万3,000円
980	男		昭和50年生		33万1,000円
981	女		昭和50年生		39万9,000円
982	男		昭和50年生		28万9,000円
983	男		昭和50年生		35万1,000円
984	男		昭和50年生		35万4,000円
985	男		昭和51年生		16万円
986	男		昭和53年生		52万4,000円
987	女		昭和52年生		19万3,000円
988	男		昭和53年生		61万9,000円
989	男		昭和52年生		15万6,000円
990	男		昭和52年生		19万円
991	男		昭和52年生		53万9,000円
992	男		昭和20年生		98万円
993	男		昭和49年生		47万9,000円
994	男		昭和51年生		22万8,000円
995	男		昭和50年生		18万4,000円
996	男		昭和52年生		39万3,000円
997	男		昭和52年生		22万2,000円
998	女		昭和51年生		25万2,000円
999	男		昭和53年生		23万3,000円
1000	男		昭和52年生		19万6,000円
1001	女		昭和47年生		39万1,000円
1002	男		昭和22年生		62万4,000円
1003	男		昭和14年生		120万円

宮城厚生年金 事案 1008 (事案 655 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月から 54 年 2 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 3 月 31 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 4 月 1 日まで
A 社 B 工場の工場長として勤務していた昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの期間について第三者委員会に申立てをし、53 年 10 月 2 日から同年 12 月 21 日までの記録が訂正された。

しかし、その後、申立期間に係る給料支払明細書が見付かったので、昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会は、社会保険事務所が保管する A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者期間は昭和 53 年 10 月 2 日から同年 12 月 21 日となっていること、それ以降の期間については被保険者期間であることをうかがわせる記録が無いことなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対して平成 21 年 4 月 2 日付け通知を行っている。

今回、当初の決定後に申立人から提出された「54 年 1 月分給料支払明細書」には、支払事業所名が記載されていないが、控除内訳の欄に厚生年金保険料の控除額が記載されており、当時の保険料率から算定して標準報酬

月額 24 万円に相当する額であることが確認でき、当該記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、当時の同僚は、申立人が申立期間において継続して勤務していたと証言している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によれば、申立人の A 社における被保険者資格の取得日は昭和 53 年 10 月 2 日、離職日は 54 年 3 月 31 日となっているところ、上記名簿によれば同事業所は同年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 3 月 31 日までの期間において A 社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主と連絡が取れないため、これを確認することはできないが、上記名簿によると、申立人は、いったん被保険者資格を取得した後、さかのぼって取消処理をされていることが確認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の取消しの届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 53 年 12 月から 54 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 4 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 4 年 4 月まで
平成元年の春ごろに A 社会保険事務所から国民年金保険料が未納となっている旨の連絡を受け、同社会保険事務所に出向き、窓口で現金 3 万円ぐらいを納付した。その後、2 年及び 3 年にも同社会保険事務所でそれぞれ 3 万円ぐらいを納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録のいずれにおいても、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されている。

また、申立期間は 46 か月と長期間である。

さらに、同居していた申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私の夫は、私の国民年金のすべての手続及び保険料の納付を行っており、夫が勤務していたA銀行で保険料を納付していた。夫は仕事柄きちょうめんな性格であり、保険料はすべて納付していたと言っていたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は60歳に達した月に国民年金の被保険者資格を喪失しているところ、申立期間については昭和60年法律第34号による改正前の国民年金法が適用され、同法によれば、60歳に達して資格を喪失した者は、任意加入できないこととなっている。

また、昭和60年法律第34号による改正後の国民年金法が昭和61年4月1日に施行されたことにより60歳に達した者も任意加入できるようになったところ、社会保険庁のオンライン記録及びB市が保管する国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、申立期間は未加入期間とされている上、申立人が所持する国民年金手帳には「昭和61年4月5日 ㊦ 付加加入」の記載があることから、申立期間直後の61年4月5日に任意加入したことが確認できる。

さらに、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は既に死亡しているため当時の状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年11月まで
国民年金制度が始まった折、町内会から勧められてA市役所の出張所で加入手続をした。国民年金保険料は、引っ越しの都度手続をして、間違いなく納付していた。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和44年10月1日に任意加入の資格を喪失後、45年12月25日に再度任意加入しており、申立期間は未加入期間であることが確認できることから、納付書の発行や納付勧奨は無く、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は国民年金保険料を、自宅近くのB銀行C支店で納付したと主張するが、同支店が営業を行ったのは昭和49年3月11日以降であり、申立期間の国民年金保険料を同支店で納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から52年4月1日まで
昭和51年11月1日から53年4月15日までA社に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間は厚生年金保険に加入していないとの回答を得た。

当該事業所は年末から年明けにかけて忙しく、申立期間において勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様の業務に従事していた同僚2名は、入社から3、4年後及び7年後にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、当該事業所では、入社から相当程度の期間が経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたことがうかがえる。このことから、申立人に係る申立期間の5か月間は、被保険者の資格を取得するまでの期間としては同僚より短く、不自然とは認められない。

また、申立人の雇用保険については、申立期間の前後の事業所にて加入した記録はあるが、当該事業所において加入した記録は無く、申立人の具体的な勤務期間までは確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人が昭和52年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認でき、不自然な訂正箇所は無い。

加えて、当該事業所は既に解散しており、当時の事務担当者も死亡しているため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 16 日から 34 年 2 月 6 日まで
② 昭和 34 年 9 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 11 月 28 日から 35 年 2 月 24 日まで
④ 昭和 35 年 3 月 3 日から 36 年 7 月 21 日まで

昭和 36 年 7 月に申立期間④の事業所を退職するときに、厚生年金保険の脱退手当金を受給できることを知り、A 社会保険事務所に請求手続をした。その後何の連絡も無く、何度か手紙で照会したが返事が無く、そのままになってしまった。

年金の手続の際に脱退手当金が支給されていることを知ったが、受給はしていないので、だれにどのような方法で支払ったのか調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間④の事業所を退職するときに、A 社会保険事務所に脱退手当金の請求手続をしたと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 1 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立

人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から平成元年 7 月 31 日まで
私は、昭和 47 年 9 月 4 日から A 事業所で漁労長をしており、甲板員の 2 倍の保険料を支払っていたにもかかわらず、年金額は甲板員とそれほど変わらない。標準報酬額が低いと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿に基づき、漁労長であった申立人と一緒に A 事業所の船舶 B に乗っていた甲板員との申立期間における標準報酬月額を比較してみたところ、おおむね 2 対 1 の比率となっていることが確認でき、これは、申立人の主張並びに事業主及び C 協会の証言による D 地区の漁労長と甲板員の持歩の比率（2 対 1）に見合っていることから、不自然な点は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によると、申立期間の船舶 B の乗船期間において、調査した 10 人（漁労長、船長、機関長、機関員、甲板員 6 人）の標準報酬月額は、すべて同じ時期に改定されており、当該記録は遡及^{そきゅう}して訂正されていることも無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月16日から平成元年2月17日まで
私は、年金受給額がもっと高いと思っていたが、高校卒業者の給料ほどで生活が非常に苦しい。

申立期間は、A社B工場（昭和51年1月にC社に社名変更）に勤務していた。

昭和52年から56年ごろは、12時間のみなし交替勤務で28万円から29万円の給与だったと記憶しており、息子の学費の支援や、土地や住宅の購入ができた。ボーナスも年間で180万円ほどあった。16万円から18万円の給与では土地や住宅購入のためのローンも組めないと思う。

申立期間の標準報酬月額について疑義があるので調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、A社B工場及びC社における申立期間に係る標準報酬月額について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録で確認できる定時決定及び随時改定の記録に不自然さは無く、さかのぼって引き下げられている形跡も無い。

また、申立人は、昭和52年から56年までの期間において、28万円から29万円の給与を受けていたと主張しているところ、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者及び資格取得時の標準報酬月額が申立人と同程度で同年代の者について、申立期間における標準報酬月額を上記原票及び上記オンライン記録により確認した結果、55年7月以前は、標準報酬月額が28万円以上の者はおらず、申立人の標準報酬月額よ

りも低い者もあり、申立人のみが低額であるという事情は見当らない。

さらに、申立人は、交替手当を支給されていたとしているところ、申立てに係る事業所の人事記録及び厚生年金保険の加入記録等を保管しているD社では、給与体系について、昭和62年2月までは日給月給制であり、同年3月以降は欠勤控除式月給制であったが、当時の交替手当について確認できる関連資料は無く、当該手当については不明であると回答している。

加えて、D社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険の資料は残っていないとしており、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る給与明細書、源泉徴収票等は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 12 月 31 日から 56 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月 31 日に A 社（現在は、B 社）C 支店を退職したが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日となっているため、同月の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。給与は毎月 25 日に支払われていたので、同年 3 月分の給与から厚生年金保険料は控除されていたはずである。厚生年金保険の資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

また、私は、A 社を退職した後、D 社を設立し、代表取締役就任したが、同社は昭和 55 年 12 月 31 日に倒産し、同日で退職した。同年 12 月分の給与から厚生年金保険料は控除されていたはずで、社会保険事務所にも保険料を納付していたはずである。厚生年金保険の資格喪失日を 56 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社が保管していた従業員台帳によると、申立人は一身上の都合により昭和 43 年 3 月 30 日に退職しており、雇用保険の記録における同社の離職日も同日となっていることが確認できる。

また、事業主は、「申立人は昭和 43 年 3 月 30 日をもって退職し、被保険者資格喪失日を同年 3 月 31 日として社会保険事務所に届け出たと考えられます。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、D 社を設立し、自らが代表取締役就任したと述べており、当該事業所の商業登記簿謄本及び社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿において、申立人が代表取締役として勤務し、

厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

しかし、当該事業所は倒産のため昭和 55 年 12 月 31 日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。